

## 戸田市自動通話録音装置貸出事業実施要綱

令和7年3月26日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内に居住する一人暮らしの高齢者や高齢者世帯のほか、日中に高齢者のみとなる世帯等に対し、特殊詐欺防止のための自動通話録音装置（以下「装置」という。）を貸与することにより、高齢者への詐欺その他の消費者被害を未然に防止することを目的とする。

(対象世帯)

第2条 本事業の対象世帯は、市内に住所を有し、居住する次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）のみの世帯
- (2) 日中において、在宅の世帯員が高齢者のみであることが常態である世帯
- (3) その他市長が必要と認める世帯

(貸与の申請)

第3条 装置の貸与を希望する者は、戸田市自動通話録音装置貸与申請書（第1号様式）に住民票の写しを添えて市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の貸与を希望する者の同意を得て公簿等により確認できるときは、住民票の写しの提出を省略させることができる。

(貸与の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、装置の貸与の可否を決定し、戸田市自動通話録音装置貸与（不貸与）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸与の決定を受けた者（以下「利用者」という。）について、通話録音装置利用者台帳を作成し、保管するものとする。

(装置の貸与等)

第5条 市長は、利用者に対し、装置を貸与する。

2 貸与の期間は、装置を貸与した日から1年間とする。ただし、利用者が継続して装置を利用する意思があると認められるときは、貸与した日から3年を限度として貸与することができるものとする。

3 貸与の期間満了後も、利用者が引き続き装置を使用する意思があると認め

られるときは、利用者に装置を譲与するものとする。

4 貸与する装置は、1世帯につき1台とする。

(装置の設置)

第6条 装置の設置及び撤去は、利用者自身が行うものとする。

(装置の管理)

第7条 利用者は、貸与された装置を善良な管理者としての注意義務をもって使用しなければならない。

2 利用者は、貸与された装置を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

3 利用者は、貸与された装置を損傷したときは直ちに市長に届け出なければならない。

(録音等データの取扱い)

第8条 装置に保存された録音その他のデータの所有権は、利用者に帰属する。ただし、市長が必要と認めるときは、利用者の同意の上、録音その他のデータの提供に協力するものとする。

(変更の届出)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに戸田市自動通話録音装置変更届出書(第3号様式)により、市長に届け出るものとする。

(1) 利用者の住所又は電話番号に変更があったとき。

(2) 第2条に定める対象世帯に該当しなくなったとき。

(利用の取消し及び装置の返還)

第10条 市長は、装置を利用する世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、貸与の承認を取り消し、戸田市自動通話録音装置貸与取消通知書(第4号様式)により、利用者に通知するものとする。

(1) 第2条に定める対象世帯に該当しないと認められるとき。

(2) 他の機器に影響を及ぼす可能性が認められるとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 利用者から利用の取消しの申出があったとき。

2 利用者は、前項の規定による通知があったときは、速やかに装置を返還しなければならない。

(費用負担)

第11条 利用者は、装置の利用に要する経費のうち、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 装置の修繕費（保証期間中に保障される修繕を除く。）
- (2) 装置の修繕に付随して発生した費用（前号に掲げる費用を除く。）
- (3) 装置利用に係る電気料
- (4) 転居等による装置の移設に係る費用
- (5) その他利用者の責に帰すべき事由により発生した費用  
（免責）

第12条 市は、取り付けた装置によって発生した事故等について、賠償の責任を負わない。

（利用者への協力依頼）

第13条 市長は、利用者に対し、第1条の目的の達成に必要な限度において、アンケート調査等への協力を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。